



独占禁止法に関する相談事例集（概要）
（平成29年度）

平成30年6月27日
公正取引委員会

独占禁止法に関する相談件数

(単位:件)

	平成28年度	平成29年度
「事前相談制度」による相談	0	0
事業者の活動に関する相談	0	0
事業者団体の活動に関する相談	0	0
一般相談	1,428	1,554
事業者の活動に関する相談	1,220	1,341
○流通・取引慣行に関する相談 (うち優越的地位の濫用に関する相談)	953 (444)	1,113 (561)
○共同行為・業務提携に関する相談	109	101
○技術取引に関する相談	30	30
○共同研究開発に関する相談	25	15
○その他	103	82
事業者団体の活動に関する相談	208	213
合計	1,428	1,554

(注) 本表は、平成28年度及び平成29年度における事業者及び事業者団体の活動に関する相談(企業結合に関するものを除く。)を内容別に整理したものです。

- 相談事例集には、独占禁止法に関する相談(企業結合に関する相談を除く。)のうち、**相談者以外の今後の事業活動にも参考となると考えられる主要な事案**を掲載。
- 相談者の秘密保持に配慮し、相談者名等を匿名とし、相談の内容を具体的に分かりやすくするための修正等を行った上で取りまとめ。
- 公正取引委員会のホームページ上に、平成12年以降に寄せられた相談事例を年度別、行為類型別に公表。
- **平成29年度**は、事業者からの相談10事例、事業者団体からの相談3事例の**合計13事例**を掲載。

【事業者の活動に関する相談】

事例 1	電子部品メーカーの取引先事業者に対する専属契約の義務付け
電子部品メーカーが、電子部品の製造設備メーカーとの間で技術支援契約を締結するに当たって、自己以外の事業者に対して技術支援をしない旨の規定を設けることについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例	
事例 2	交通インフラ施設の管理運営会社による小売業者に対する販売価格の値下げ要請
交通インフラ施設の管理運営会社が、テナントとして出店している小売業者に対し、消耗品の販売価格の設定根拠について説明を求めること及び値下げの検討を要請することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 3	住宅設備機器メーカーによる取扱店の販売価格の調査及び公表
住宅設備機器メーカーが、取扱店においてユーザーに販売されている自社の住宅設備機器の販売価格を調査し、調査結果を取りまとめて参考価格帯として自社のウェブサイトにおいて公表することについて、取扱店による自由な販売価格の設定を担保する措置を前提として、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	

【事業者の活動に関する相談】

事例4	プラットフォーム運営事業者による自己の競争者との取引制限
<p>プラットフォーム運営事業者が、自らのプラットフォームを利用するソフトウェアのメーカーに対し、特定のソフトウェアの開発費用を一部負担すること等の見返りとして、当該ソフトウェアを一定期間自らのプラットフォームのみを通じて配信するよう義務付けることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	
事例5	競合する電子部品メーカー間における販売に関する業務提携
<p>電子部品メーカーが、顧客に対する販売を競合するメーカーに委託することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	
事例6	競合する輸送機械メーカーによる商品のレンタルサービスの共同実施について
<p>輸送機械メーカー2社が、輸送機械のレンタルサービスに係る実証実験を共同で実施することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	
事例7	旅客輸送事業者による特定旅行者向け共通利用券の共同販売等
<p>旅客輸送事業者が、海外からの旅行者向けに共通利用券を共同して販売すること等について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	

【事業者の活動に関する相談】

事例 8	競合する家電製品メーカーによる配送の共同化のための情報共有
家電製品メーカー6社が、将来における物流業務の共同化の実現性及びそのスキームを検討するために各社の物流業務に係る情報を共有することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 9	競合する素材メーカーによる原料の共同調達
素材メーカー3社が、特定の地域において生産される原料の共同調達を行うことについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 10	競合する建設資材メーカーからの製品及び半製品の供給
建設資材メーカーが、競争者に対して、建設資材そのもの及び建設資材の半製品を供給することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	

【事業者団体の活動に関する相談】

事例 1 1	事業者団体による会員の特定の曜日の休業推進
交通インフラ事業者を会員とする団体が、政府の働き方改革を踏まえ、会員による週休二日制の実現に向けて、特定の曜日を休業日とする運動を推進することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 1 2	農業協同組合による共同販売事業の利用を条件とした支援金の交付
農業協同組合が、組合員に対し、指定農産物を当該農業協同組合に出荷した場合に支援金を交付することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 1 3	農業協同組合による商標権の行使
農業協同組合が、組合員に対し、自らが商標権を有する商標を付して農産物を出荷する場合、当該農業協同組合のみへの出荷を求めることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	